

令和7年度文京区内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

区においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「文京区内部統制に関する方針」（令和元年11月11日）を策定し、当該方針に定めた財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行いました。

2 評価手続

令和7年度（会計年度）を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに準拠し、区の体制に応じて財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

なお、原則として、法第235条の5に規定する出納の閉鎖までの間の整理事項は、評価基準日までに整理されたものとします。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、評価作業を実施した結果、区の財務に関する事務及び個人情報に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に機能していると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制の重大な不備に該当するものではありませんが、不適切な事案を把握していることから、再発防止の徹底と職員の意識醸成を図り、引き続き組織的かつ効果的に内部統制制度を推進することで、適正な業務執行の確保に努めてまいります。

令和8年7月27日 文京区長 成澤 廣修